

立憲民主党 感染症対策の2法案 (ポイント)

自宅療養への対応

治療薬の確保

政府案 (薬機法等 改正案)

なし (感染症法等改正案の提出を見送り)

- ⇒ 相次ぐ「自宅死」
- ⇒ 必要な人に医療が届かない

「フリーアクセスの断絶」

緊急時の迅速な薬事承認を可能とするための緊急承認の整備

⇒ 審査期間は短縮されるが、製薬企業の申請前提の仕組みは変わらず

⇒ **後手後手の対応**

医薬品が実用化されても医療機関等のひっ迫で患者に届かず

国民の命と健康を守れない

立憲案

「コロナかかりつけ医」法案

- 高齢者等のハイリスク者が「**コロナかかりつけ医**」を登録
- 「**コロナかかりつけ医**」が
 - ① 平時は、コロナ対策等の健康相談、症状がある場合の検査を実施
 - ② 患者、濃厚接触者になった場合は、健康観察、医療提供、入院調整(症状悪化の場合)

⇒ 「自宅放置死」を防ぐ

⇒ **医療へのアクセスを確保**

特定医薬品特措法案

- 製薬企業の申請がなくても、国主導で有用な治療薬を迅速に確保するための仕組み創設
- 国が治療薬の研究開発から生産体制整備までをサポート

⇒ **迅速な治療薬確保**

スピーディーな治療薬確保と医療のアクセス確保

国民の命と健康を守る

※自宅療養への対応については、立憲民主党は「オミクロン・感染症対策支援法案」でも対策を提案